

変更 **新規** **廃止** **赤字…修正**

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
A2 1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	953単位	1月につき		
A2 2121	訪問型独自サービス/211日割		日割の場合	31単位	1日につき		
A2 1221	訪問型独自サービス/212		(2)1週に2回程度の場合	1,903	1月につき		
A2 2221	訪問型独自サービス/212日割		日割の場合	63単位	1日につき		
A2 2424	訪問型独自サービスIV	事業対象者、要支援1+2(週1回程度)		217	1回につき		
A2 2521	訪問型独自サービス/222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)所要時間20分以上45分未満の場合	172単位	1回につき		
A2 2631	訪問型独自サービス/223		生活援助が中心である場合	212単位	212		
A2 C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	10単位減算	-10	1月につき
A2 C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2 C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)1週に2回程度の場合	19単位減算	-19	1月につき	
A2 C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2 C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	1回につき	
A2 C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223		生活援助が中心である場合	2単位減算	-2		
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2 4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2 4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I /2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100		
A2 4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II /2		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200		
A2 6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算(～R6.5.31)	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000加算		1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000加算			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000加算			
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算(～R6.5.31)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000加算		1月につき	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000加算			
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算(～R6.5.31)		所定単位数の24/1000加算			